条例に盛り込むべき事項及び内容　検討資料

第4回検討会　資料３

No.	項目及び内容（前回検討会）	前回いただいたご意見等　及び　検討のポイント	項目及び内容（今回検討会）
1	条例の名称 ・○○○○○○○○○○○○○○○○条例	・C委員P13：「手話言語条例」というのが、盛んによく使っている。 ・G委員P14：県レベルだと硬い表現だが、市レベルは柔らかい表現をしている。 ・A委員P15：去年から条例の勉強会などで「手話言語条例」という表現で定着してきている。 ・B委員P15：手話単語としても「手話言語条例」という単語で、この条例の話をしている。	・例）帯広市手話言語条例 ・例）帯広市○○○○○手話言語条例
2	前文 ・言語は人類の発展に大きく寄与してきたこと ・手話は音声言語である日本語と異なる言語であり、視覚的に表現する言語であること ・手話が言語として認められてこなかったことなどから、ろう者は多くの不便や不安を感じながら生活してきたこと ・こうした中、手話が言語として位置付けられたが、手話に対する理解が不足していること ・手話は言語であるとの認識を広め、ろう者の方々が安心して暮らせるまちを目指して制定すること	・H委員P4・P6：手話は人の動作によって生まれてきたとすれば、世界的に共通であるべきと考えるが、国際的に同じ表現がどうなっているのか資料を出してほしい。ある程度共通であれば良いが、全く日本だけが独特ならば、音声言語の日本語を翻訳したにすぎないということになる。 〔資料4を参照〕 〔検討のポイント〕上記のほか、帯広らしさを表現するために、前文に盛り込むべき事項等についてご意見をいただきたい。	・修正なし
3	目的 ・手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解と普及に関し基本理念を定めること ・市及び市民、事業者の責務及び役割を明らかにすること ・手話に関する施策を推進するための基本的事項を定めること ・手話を使用する市民が、自立した日常生活を営み、社会参加をし、心豊かに暮らすことができる地域社会の実現に寄与すること ・ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現すること	・特になし	・修正なし
4	手話の意義 ・手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であり、ろう者が大切に受け継いできたものであることを理解しなければならないこと	・特になし	・修正なし
5	基本理念 ・手話を必要とする人は、手話により意思疎通を図る権利を有することを基本として、手話の理解及び普及を図らなければならないこと	・特になし	**※事務局において整理し直したもの** ・手話の理解及び普及は、手話が言語であること、ろう者とろう者以外の者が相互の違いを理解し、手話により意思疎通を円滑に図ることができるよう、互いの個性と人格を尊重しあうことを基本として行われなければならないこと
6	市の責務 ・市民の手話に対する理解を広げ、手話を使いやすい環境にするための施策を推進すること	・特になし	・修正なし
7	市民の役割 ・手話の理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めること ・住民、ろう者、手話通訳者ごとに役割記載 ・ろう者及びろう者の団体は、この条例の目的及び基本理念に対する理解を広げるため、自主的に普及啓発活動を行うよう努めるものとすること	・A委員などP9：参考とした群馬県の場合は、県の中にはたくさんの市に属するろう団体があるので、「ろう者及びろう者の団体は自主的に普及啓発活動を行う」としたかもしれないが、帯広市には馴染まない。 ・F委員P11：垣根のない形で進めていくのが理想、「この方たちはこの役割」という分けた言い方をするのは馴染まない。 〔検討のポイント〕市民、ろう者、手話通訳者の3者を分けるか否か。「市民は」と一括りにしている自治体～12/18自治体	［１市民は、手話の理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めること ［１市民は、手話の意義及び基本理念を理解するよう努めるものとする。 ２ ろう者は、市の施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する市民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。 ３ 手話通訳者は、市の施策に協力するとともに、手話に関する技術の向上、手話の意義及び基本理念に対する市民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。
8	事業者の役割 ・ろう者が利用しやすいサービスを提供するとともに、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めること	・Ｉ委員P12：事業所とは何かわかりずらい。 ・D委員P12：一般の会社にも雇用者としての役割があることを明記すべき。 〔検討のポイント〕新得町のように一般事業者と福祉事業者を分けるのか、「市民」の中に含めて明記しないのか。事業所明記は8/18自治体	・修正なし ※「事業者」という文言については法制部門と協議し、分かりやすい表現を検討する。
9	施策の推進 ・手話の普及啓発及び使いやすい環境づくりに関する事項 ・手話による意思疎通支援に関する事項	・特になし	**※事務局において整理し直したもの** １ 市民の手話の理解及び普及を図るための施策 ２ 手話による円滑な意思疎通ができる環境づくりをするための施策 ３ 手話通訳者の派遣等によるろう者の社会参加の促進を図るための施策
10	財政措置 ・手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとすること	・特になし	・修正なし